

厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置の方策の方向性について

1 趣旨

本市では、市教育振興基本計画に基づき「未来を担う人づくり」を基本理念に「社会がいかに変化しようとも、自分の夢や可能性に挑戦し、多様性を尊重しながら、様々な人々と協働してより良い社会を創る、その担い手の育成」に取り組んでいます。

市教育振興基本計画では八つの基本方針に基づき、様々な教育施策を実施していますが、方針の一つである「安全な教育環境の整備」として、子どもたちが快適に学べる質の高い学習環境を整えるため、「児童・生徒数の変化に応じた学校規模の適正化の推進」に取り組むことを定めています。

そうした中で、出生数の減少（少子化）の影響により、本市の児童・生徒の総数は昭和60（1985）年度の28,568人をピークに減少に転じ、令和5（2023）年度には、16,085人まで減少、今後も児童・生徒数は減少が見込まれています。

こうした状況を踏まえ、令和3年度に策定した「厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」（以下「方針」という。）に基づき、将来にわたって、児童・生徒の快適な教育環境を確保するため、優先的対象校における学校規模の適正化等の方策の方向性を整理するものです。

2 方針に基づく取組の経過について

方針で定めた内容について、周知を図るとともに、対象各地域における方策の方向性について検討を進めるため、次の機会を設け、児童・生徒及び未就学児の保護者（以下「保護者」という。）や地域住民の御意見を伺いました。

(1) 関係団体等への説明（計113回）

説明会の実施に先立ち、地区館長、自治会連絡協議会等の地域住民やPTA、学校運営協議会等の学校関係者及び市議会議員等に対して取組に係る説明を実施しました。

(2) 説明会の実施（11校・33回、536人参加）

市の適正規模・適正配置についての基本的な考え方、各学校の現状や課題、学校・地域ごとの方策の方向性等について、保護者や地域住民に周知を図ることを目的に説明会を実施しました。（結果：[別紙1](#)参照）

(3) アンケート調査の実施（7,360人送付、2,774人回答）

適正規模・適正配置の取組について、学校の統廃合を含めた方策を検討することとしている学校（関連する学校を含む）・地区において、本取組に対する保護者や地域住民の御意向を把握し、検討の基礎資料とするためアンケート調査を実施しました。（結果：[別紙2](#)参照）

(4) 意見交換会の実施（5校・10回、143人参加）

説明会での御意見やアンケート結果等を踏まえ、学校の統廃合を検討する学校・地域において、今後の方策の方向性等について、保護者や地域住民と意見交換を行うことを目的に意見交換会を実施しました。（結果：[別紙3](#)参照）

3 方針の概要について

(1) 学校の適正規模（1 学校当たりの望ましい学級）及び適正配置（望ましい通学距離・時間）の範囲

ア 適正規模

校種	適正規模	
小学校	12 学級～24 学級程度	（1 学年当たり 2～4 学級程度）
中学校	9 学級～18 学級程度	（1 学年当たり 3～6 学級程度）

【参考】R4 アンケート調査結果

○ 方針で定めている適正規模の範囲について

地区	1 位	2 位	3 位
荻野	60.2%	31.7%	5.6%
小鮎	55.9%	34.5%	7.3%
玉川	62.5%	29.9%	6.0%
森の里	44.6%	23.5%	7.5%

おおむね適切
だと思
う

適切だと思
う

あまり適切で
はない

適切ではない

・全ての地区において、「適切」、「おおむね適切」の選択割合が高くなっており、荻野・小鮎・玉川地区では、2つを合わせた選択割合が90%を超えている。

○ 学年内でクラス替えができることの必要性

地区	1 位	2 位	3 位
荻野	56.3%	36.3%	4.4%
小鮎	60.8%	28.1%	7.8%
玉川	59.8%	31.0%	6.3%
森の里	46.0%	25.8%	14.7%

必要だと思
う

どちらかとい
えば必要
だと思
う

どちらかとい
えば必要で
はない

必要ではない

・全ての地区で「必要」、「どちらかといえば必要」を合わせた選択割合が高くなっており、荻野・小鮎・玉川地区では90%程度に達している。

イ 適正配置

校種	適正配置（望ましい通学距離・時間の上限）
小学校	おおむね 3 km・45 分以内
中学校	おおむね 4 km・60 分以内

(2) 適正規模・適正配置の方策

ア 適正規模の方策

方策		方策の説明
(ア) 通学区域の変更		通学区域を変更・再編成するもの
(イ) 学校の統廃合	a	既存学校用地の活用 既に学校が設置されている用地を活用して、複数校を統合するもの
	b	新規用地の確保 新たに用地を確保し、複数校を統合するもの
	c	通学区域の分割 3校以上の統合予定校のうち、1校を分割し、他の学校に統合するもの
(ウ) 通学区域制度の弾力的運用	a	通学区域の一部区域における学校選択制度 大規模状態にある学校の通学区域に居住する児童・生徒について、他の学校が住居からおおむね1km以内にある場合、当該学校への就学を認めるもの
	b	小規模特認校制度 通学区域に関係なく、特定の小規模な学校への就学を認めるもの
(エ) 学校の新設		既存の通学区域を分割して新しい学校を設置するもの
(オ) 校舎の増改築		児童・生徒の増加に対応するため、既存校舎の増改築を実施するもの

※ 太枠の方策は「通学区域の再編成を伴う方策」

イ 適正配置の方策（通学負担軽減策）

方策		対象校種
(ア)	住所地から近い場所にある学校への通学を認める	小学校 中学校
(イ)	公共交通機関（バスなど）の利用を認める	
(ウ)	スクールバスを運行する	
(エ)	自転車の通学を認める	中学校

(3) 適正規模・適正配置の方策実施に当たり考慮すべき事項

ア 地域コミュニティとの関係性

- (ア) 自治会を始めとする地域コミュニティ団体等をできる限り分断しないよう配慮
- (イ) 地域の防災拠点、児童・生徒の放課後の居場所・活動場所などの地域コミュニティにおける拠点としての学校施設の役割や機能に配慮

イ 都市づくりとの整合性

「都市計画マスタープラン」などの都市づくり計画等を踏まえた検討

ウ 公共施設最適化との整合性

市公共施設最適化基本計画（小・中学校については、将来的な児童・生徒数の減少を見据え、適正な教室数への更新や施設の複合化などにより、床面積の総量を抑制していく）を踏まえた検討

【参考】R4 アンケート調査結果

○ 学校規模適正化の検討に当たり重視すべきことについて

地区	1位	2位	3位
荻野	40.1%	25.3%	長期的に一定の集団規模を維持でき、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成などが図られること※ ¹ どれだけ小規模になっても学校の統廃合は行わず、全ての学校が維持されること※ ¹
小鮎	42.3%	29.2%	
玉川	40.6%	25.1%	
森の里	34.2%	15.5%	
		通学路の見直しや整備など、通学の安全性が確保されること	

※1…森の里地区は、3位が同率（13.2%）のため両方記載している。

- ・ 1位、2位は両方とも通学に関することで、「通学の負担が大きくなること」、「通学の安全性が確保されること」が選択されている。特に「通学の負担が大きくなること」は2位以下と比較し、高い選択割合となっており、学校規模適正化の検討に当たり、保護者は通学の負担に関わることを重視していると考えられる。

○ 学校規模適正化に当たり教育環境の充実以外に考慮すべきことについて

地区	1位	2位	3位
荻野	34.1%	21.3%	学校施設の維持管理や再整備に係る経費などを考慮し、適正な規模での施設更新や施設の複合化が図られること 将来的に児童・生徒数が減少する見込みであっても、地域コミュニティや地域づくりのため、地域内の全ての小・中学校が維持されること
小鮎	33.4%	20.3%	
玉川	29.4%	20.3%	
森の里	34.3%	19.6%	
		将来的に児童・生徒数が減少する見込みであることを踏まえつつ、地域コミュニティや地域づくりのため、地域内に小・中学校がそれぞれ1校以上維持されること	

- ・ 1位、2位は全ての地区で同じ順位になっており、特に「地域コミュニティの拠点としての機能が維持されること」は2位以下と比較し、約10%以上高くなるなど、地域としてコミュニティの拠点機能の維持が重要であると考えていることがうかがえる。
- ・ 2位、3位について、荻野・小鮎地区では、「地域に小・中学校がそれぞれ1校以上維持」しつつ、「施設の維持管理や再整備に係る経費などを考慮し、適正な規模での施設更新等が図られること」が重視されている。

(4) 適正規模・適正配置の方策の実施基準

ア 実施基準

「児童・生徒数及び学級数将来推計」において、当該年度から9年後に適正規模を下回る、又は上回る場合、方策の実施を検討する対象校とする。また、対象校のうち学校規模の偏りが大きい学校（以下「優先的对象校」という。）は、優先して方策を検討するものとする。

校種	対象校（小規模）		適正規模	対象校（大規模）	
	優先的对象校			優先的对象校	
小学校	6学級以下	11学級以下	12～24学級	25学級以上	31学級以上
中学校	6学級以下	8学級以下	9～18学級	19学級以上	25学級以上

イ 実施時の考え方や留意事項

- (ア) 通学区域の再編成を伴う方策を検討する場合は、隣接する学校との関係性を含めた検討（通学区域については、市制施行前の旧町村域による8地域を基に再編成を伴う方策を検討）
- (イ) 学校施設の再整備時期を見据えた検討（将来の児童・生徒数の見込み等を把握した上で施設規模等を検討する必要があるため）
- (ウ) 学校施設の再整備が必要となる学校の近隣に優先的对象校が存在する場合は、優先的对象校を含めて適正規模の方策を検討
- (エ) 対象校は、まず通学区域の再編成を伴わない方策を検討。優先的对象校は、通学区域の再編成を伴う方策を含めた全ての方策の中から検討
- (オ) 通学区域の再編成を実施してもなお適正規模に達することが見込めない場合であっても、単学級の解消や単学級における学級規模の拡大などの教育効果の向上が図られる場合は、方策を実施

【参考】R4アンケート調査結果

○ 各地域内に学校を維持することについて

地区	1位		2位		3位	
荻野地区	できれば維持すべき	40.9%	維持すべき	39.2%	必ずしも維持しなくてよい	17.5%
小鮎地区		45.1%		32.9%		19.6%
玉川地区		45.5%		31.3%		21.1%
森の里地区	維持すべき	47.0%	できれば維持すべき	40.7%		10.8%

・全ての地域で「維持すべき」、「できれば維持すべき」を合わせた割合が、75～90%程度となっており、大多数の方ができるだけ地域内に学校を維持することが望ましいと考えていることがうかがえる。

4 実施基準に基づく対象校一覧について

令和5年度に実施した令和14年度児童・生徒数及び学級数の推計値と、方針で定める対象校の基準を照らし合わせると、優先的对象校は次のとおりとなります。

校種	規模区分	優先的对象校	
		学校数	学校名
小学校	小規模	7校	荻野小、玉川小、相川小、鳶尾小、上荻野小、飯山小、森の里小
	大規模	0校	-
中学校	小規模	3校	小鮎中、東名中、森の里中
	大規模	0校	-

5 方策の方向性整理について

方策の方向性については、方針で定めた実施基準や留意事項等に基づき、令和4年度に実施した説明会での御意見やアンケート調査の結果等も踏まえ、次のとおり整理するものとします。

(1) 方策の方向性整理の考え方

- ・優先的对象校の方策を先行して検討（優先的对象校を除く対象校は、今後の推計値の推移を踏まえ順次検討）
- ・「厚木市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」における令和22（2040）年の人口展望値（別紙4参照）を踏まえ検討
- ・通学区域の再編成を伴う方策の検討に当たっては、地域内の隣接する学校との関係性や適正規模維持に必要となる児童・生徒数との乖離状況等を踏まえ検討
- ・適正規模の方策の検討に当たっては、方針で定める（旧町村域による8地域による）地域単位に加え、市民に身近な自治会区域を基本とした15の地区単位を考慮し、現在、各地区内に設置されている学校については原則、小学校及び中学校をそれぞれ1校は維持することを前提に検討

【参考】R4アンケート調査結果

○ 各地区内に学校を維持することについて

地区	1位		2位		3位	
玉川地区	維持すべき	36.9%	できれば維持すべき	36.8%	必ずしも維持しなくてよい	23.1%
森の里地区		54.2%		34.3%		9.5%

- ・「維持すべき」、「できれば維持すべき」を合わせた割合が、玉川地区では73.7%、森の里地区では88.5%となっている。また、両地区とも1位に「維持すべき」が選択されるなど、大多数の方ができるだけ地区に学校を維持することが望ましいと考えていることがうかがえる。

(2) 方策の方向性検討に係る視点について

方策の方向性の検討に当たっては、アンケート等における保護者や地域住民の御意見等を踏まえ、次の視点を考慮します。

ア 通学時の負担抑制の視点

イ 統合に適した学校施設・環境の視点

ウ 小中一貫教育推進の視点

【参考】R4 アンケート調査結果

○ 学校規模適正化の検討に当たり重視すべきことについて

地区	1位	2位	3位
荻野地区	40.1%	25.3%	14.3%
小鮎地区	42.3%	29.2%	12.4%
玉川地区	40.6%	25.1%	16.2%
森の里地区	34.2%	15.5%	13.2%

通学に係る児童・生徒の負担が大きくなること(必要に応じて通学負担軽減の方策が図られることを含む)

通学路の見直しや整備など、通学の安全性が確保されること

長期的に一定の集団規模を維持でき、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成などが図られること※¹

どれだけ小規模になっても学校の統廃合は行わず、全ての学校が維持されること※¹

※¹…森の里地区は、3位が同率(13.2%)のため両方記載している。

- ・全ての地区で、同じ順位となっている。
- ・1位、2位は両方とも通学に関することで、「通学の負担が大きくなること」、「通学の安全性が確保されること」が選択されている。特に「通学の負担が大きくなること」は2位以下と比較し、高い選択割合となっており、学校規模適正化の検討に当たり、保護者は通学の負担に関わることを重視していると考えられる。

○ アンケート自由記述における回答内容の区分

地区	順位	区分	件数
荻野地区	1位	取組の考え方・進め方・スケジュール	91件
	2位	通学関係	31件
	3位	教育環境	23件
小鮎地区	1位	通学関係	53件
	2位	取組の考え方・進め方・スケジュール	52件
	3位	地域づくり・地域コミュニティ	12件
玉川地区	1位	取組の考え方・進め方・スケジュール	116件
	2位	通学関係	50件
	3位	教育環境	27件
森の里地区	1位	取組の考え方・進め方・スケジュール	121件
	2位	地域づくり・地域コミュニティ	60件
	3位	教育環境	59件

(3) 方策の方向性について

方策の方向性については、(1)で示す整理の考え方及び(2)で示す視点に基づき、優先的対象校において選択すべき方策を次のとおり整理します。

ア 小学校 ※下線のある学校名は優先的対象校

地域	地区	学校名	方策の方向性	
			方策	根拠
荻野	荻野	<u>荻野小学校</u>	学校の統廃合 (1校又は2校への統合) 【1校に統合する場合】 荻野小又は鳶尾小の どちらかの敷地への 統合 【2校に統合する場合】 鳶尾小と上荻野小の 敷地への統合	<ul style="list-style-type: none"> ・地域全体の児童数は令和22年と令和14年の推計値を比較すると、ほぼ変わらない見込み ・荻野小学校、上荻野小学校は令和14年及び令和22年時点で、適正規模である12学級以上に必要な最小の児童数との乖離が大きく、<u>通学区域制度の弾力的運用では学校規模適正化は困難</u> ・地域内の学校が全て優先的対象校であり、<u>通学区域の再編成による学校規模適正化は困難</u> ・通学距離等を考慮し、1校への統合の場合、荻野小又は鳶尾小へ統合し(上荻野小だと2割程度が通学距離の上限を超える見込み)、2校への統合の場合、鳶尾小と上荻野小へ統合する
		<u>鳶尾小学校</u>		
		<u>上荻野小学校</u>		

地域	地区	学校名	方策の方向性	
			方策	根拠
小鮎	小鮎	小鮎小学校	学校の統廃合(小鮎小学校の敷地への統合)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域全体の児童数は令和 22 年と令和 14 年の推計値を比較すると、<u>減少</u>の見込み ・飯山小学校は令和 14 年及び令和 22 年時点で、適正規模である。12 学級以上に必要な最小の児童数との乖離が大きく、<u>通学区区域制度の弾力的運用では学校規模適正化は困難</u> ・飯山小学校と小鮎小学校で通学区区域の再編成を実施し、児童数を地域内で平準化しても、令和 22 年には、<u>両校とも優先的対象校になる見込み</u> ・統合すると仮定した場合の平均通学時間を比較すると、<u>小鮎小学校が 20 分、飯山小学校が 30 分となる見込み</u> (令和 3 年度児童居住箇所から計算) ・小鮎小学校では統合後も必要教室数が確保できる見込み (飯山小では不足) ・<u>小中一貫教育推進の視点から、小鮎中学校に近接した小鮎小学校の敷地への統合とした方が連携を図りやすい</u>
		飯山小学校		
玉川	玉川	玉川小学校	通学区区域制度の弾力的運用 (小規模特認校制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域全体の児童数は令和 22 年と令和 14 年の推計値を比較すると、<u>減少</u>の見込み (森の里地区は 10%以上減少) ・地区に小学校が 1 校のみ ・学校立地場所が他地域の通学区区域から遠いため「<u>通学区区域の一部区域における学校選択制</u>」は適さない ・児童数の確保を目指し小規模特認校制度を導入 (玉川小については制度を継続) し、入学希望者が増加するような魅力ある学校づくりの手法の検討を行う
	森の里	森の里小学校		
相川	相川	相川小学校	通学区区域制度の弾力的運用 (学校選択制)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域全体の児童数は令和 22 年と令和 14 年の推計値を比較すると、<u>増加</u>の見込み ・現在、相川小学校で導入中の「<u>通学区区域の一部区域における学校選択制</u>」の制度利用者が増加するような魅力ある学校づくりの手法を検討する ・今後、地域の人口の変化等の状況を踏まえ、必要に応じて戸田小学校との<u>通学区区域の再編成の検討</u>を行う
		戸田小学校	-	

※ 小学校は 1 学級 35 人編制のため、計算上 1 学年当たり 36 人以上在籍すると 2 学級となる可能性がある。(36 人×6 学年=216 人)

イ 中学校

地域	地区	学校名	方策の方向性	
			方策	根拠
小鮎	小鮎	<u>小鮎中学校</u>	通学区域制度の弾力的運用 (小規模特認校制度)	<ul style="list-style-type: none"> 令和 22 年と令和 14 年の推計値を比較すると、生徒数は<u>減少</u>の見込み 学校立地場所が他地域の通学区域から遠いため「<u>通学区域の一部区域における学校選択制</u>」は<u>適さない</u> 生徒数の確保を目指し、<u>小規模特認校制度を導入するとともに</u>、併せて中学校選択制度において制度利用者が増加するような魅力ある学校づくりの手法の検討を行う
南毛利	南毛利	南毛利中学校	-	<ul style="list-style-type: none"> 地域全体の生徒数は令和 22 年と令和 14 年の推計値を比較すると、<u>増加</u>の見込み 学校立地場所が他地域の通学区域から遠いため「<u>通学区域の一部区域における学校選択制</u>」は<u>適さない</u> 東名中学校では、生徒数の確保を目指し、<u>小規模特認校制度を導入するとともに</u>、併せて中学校選択制度において制度利用者が増加するような魅力ある学校づくりの手法の検討を行う 今後、地域の人口の変化等の状況を踏まえ、必要に応じて東名中学校と南毛利中学校との<u>通学区域の再編成の検討</u>を行う
	緑ヶ丘	-	-	
	南毛利南	<u>東名中学校</u>	通学区域制度の弾力的運用 (小規模特認校制度)	
玉川	玉川	玉川中学校	-	<ul style="list-style-type: none"> 地域全体の生徒数は令和 22 年と令和 14 年の推計値を比較すると、<u>減少</u>の見込み(森の里地区は 10%以上減少) <u>地区内に中学校が 1 校のみ</u> 学校立地場所が他地域の通学区域から遠いため「<u>通学区域の一部区域における学校選択制</u>」は<u>適さない</u> 生徒数の確保を目指し、<u>小規模特認校制度を導入するとともに</u>、併せて中学校選択制度において制度利用者が増加するような魅力ある学校づくりの手法の検討を行う
	森の里	<u>森の里中学校</u>	通学区域制度の弾力的運用 (小規模特認校制度)	

※ 中学校は 1 学級 40 人編制のため、計算上 1 学年当たり 81 人以上在籍すると 3 学級となる可能性がある。(81 人×3 学年=243 人)

(4) 適正配置の方策

通学区域の再編成を伴う適正規模の方策を実施する地域における適正配置の方策（通学負担軽減策）

地域	地区	方策の方向性	
		適正規模の方策	適正配置の方策 （通学負担軽減策）
荻野	荻野	1校に統合 （荻野小又は鳶尾小の敷地への統合）	スクールバスの運行 対象：統合される学校の学区に居住していて、統合により望ましい通学距離・時間を超える等、負担の増大が見込まれる児童
		2校に統合 （上荻野小と鳶尾小の敷地への統合）	— （全ての児童が望ましい通学距離・時間を超えない見込み）
小鮎	小鮎	学校の統廃合 （小鮎小学校の敷地への統合）	①スクールバスの運行 対象：統合される学校の学区に居住していて、統合により望ましい通学距離・時間を超える等、負担の増大が見込まれる児童 ②住所地から近い場所にある学校への通学を認める

(5) 方策の実施に係る考え方について

ア 通学区域の再編成を伴う方策を実施する地区について

(7) 荻野地区

荻野地区の3小学校については、施設が耐用年数を迎えるまで一定程度期間がある（最短で鳶尾小学校北棟及び南棟校舎：令和38年度）ことや、統合に当たり検討すべき事項が多くあることから、「厚木市公共施設個別施設計画」や、昨年度策定した「厚木市における小中一貫教育の在り方について」*などの関係施策との整合性を図りつつ、保護者や地域住民の御意見をお伺いしながら、方策の方向性決定に向けて検討を進めていきます。

(1) 小鮎地区

小鮎小学校は令和9年度、小鮎中学校は令和12年度に、それぞれ施設の一部が目標耐用年数を迎えることから、施設の再整備を進める必要があります。

また、本市では、「厚木市における小中一貫教育の在り方について」を策定し、小中連携教育の取組を推進していることから、施設の再整備に当たっては、小中一貫教育の推進や小中一体型施設の整備を視野に入れながら検討を進めます。

そうしたことを踏まえ、統廃合については、令和15年度を見込んでいる新校舎の供用開始時期以降の実施を見据え、取り組んでいきます。

※当初、小中一貫教育の更なる推進を目的に「小中一貫教育基本方針」の策定に向け、検討を進めていましたが、検討の結果、国の手引きや法令等を基に取り組むことでその目的は達成できると判断したため、小中一貫教育についての考え方を整理した「厚木市における小中一貫教育の在り方について」の策定にとどめました。

イ 通学区域制度の弾力的運用を実施する地区について

通学区域制度の弾力的運用を実施する学校については、適正規模の実現に向け、入学希望者が増加するような魅力ある学校づくりが必須となることから、「厚木市における小中一貫教育の在り方について」などの関係施策との整合性を図りながら、保護者や地域住民とともに、各地区の特色を持った学校づくりに向けて検討を進めていきます。

(6) 方策の実施により目指す新しい厚木の教育について

本取組による適正規模の実現のほか、小中一貫教育の推進等の取組や地域と一体で取組を進めている学校運営協議会（CS）・地域学校協働活動の推進により、新しい教育、学校の在り方を確立し、市が目指す教育の先駆けとなるような夢のある学校づくりを進めます。

なお、新しい学校づくりについては、学校統廃合の検討を進める荻野・小鮎両地区の学校をモデル校として先進的に進め、その取組の成果については、通学区域制度の弾力的運用を実施する学校の魅力づくり、ひいては市の新しい教育づくりにつなげていきます。

荻野・小鮎地区における新しい学校づくり四つのねらい

① より豊かな人間関係の形成

- ・適正規模・適正配置の取組により広がるヨコのつながり、小中一貫教育の推進により強まるタテのつながり、また、CS・地域学校協働活動により深まる地域とのつながりによって得られる多様な人間関係を通した子どもたちの社会性やコミュニケーション能力の向上

② 学びの質の向上

- ・より多くの教職員による、より多様な観点での指導
- ・小中一貫教育による9年を見据えた系統的な教育
- ・校区が広がり、より豊富となる人的資源を有効活用し、CS・地域学校協働活動を深化させることで、学校教育と社会教育の両面からの教育環境を向上

③ 教職員の能力向上・子どもたちと向き合う時間の確保

- ・校内研修の活性化、小・中学校間の教職員の交流等による教職員の能力の向上
- ・より多くの教職員での校務分掌の分担や連携体制による、子どもたちと向き合う時間の確保

④ 魅力ある学校・地域

- ・新たな学校づくりを通した学校教育の充実を地域の魅力づくりにつなげることによる、地域全体の活性化
- ・各学校が有する教育資源を積極的に新たな学校づくりや教育活動に活用し、子どもたちの地域への愛着を育むことによる、学校と地域との結びつきの強化

6 方策を進める上での留意事項について

(1) 安全な通学環境について

通学区域の見直しを進める上で通学の安全対策は最も重要であることから、通学路の設定に当たっては、通学路の点検及び対策、地域との連携による見守り活動、児童・生徒への教育などを総合的に実施し、「安全な通学環境」の実現を目指します。

(2) 学校を統廃合する場合の児童へのケアについて

学校を統廃合する場合、児童は「新しい環境になじめるか」「新しい友人関係が築けるか」など様々な不安を抱くことが考えられます。統合前から準備期間を設け、交流授業等を重ねるなど、児童の不安を解消できるような配慮を行い、統合後も、教育委員会と学校で連携して心の負担軽減に努めます。

また、新しい学校づくりにおいては、児童が自分たちで新しい学校をつくっていく意識を醸成することを目的に、児童が参加できるような取組を実施することで、児童が新校への親しみや愛着を高め、期待をもって新校開校を迎えられるよう取り組んでいきます。

(3) 地域社会との関係について

市立小・中学校は、学校関係者だけでなく、自治会を始めとする様々な地域コミュニティ団体等の支援を受けながら運営されており、今後も地域との連携が重要だと考えられます。

また、学校施設は地域コミュニティにおいて、避難場所や地域の交流の場としての役割などを果たしています。

こうしたことから、学校の統廃合を行うに当たっては、地域住民や地域団体等の意見を丁寧に伺いながら検討を進めます。

【参考】意見交換会意見（抜粋）

【通学関係】

- ・通学の安全対策について、具体的にどのように進めているのか教えてほしい。
- ・児童は、寄り道をして遊んだり、通常の2倍近くの時間を掛けて帰ってくることもある。徒歩で通学する子どもたちに関しても、GPS利用などの安全対策を市で行ってほしい。

【教育環境】

- ・統合による子どもたちの心のケアについてどのような対応を考えているのか。

【地域づくり・地域コミュニティ】

- ・学校跡地の利用について、小学校の体育館自体が防災拠点であり、台風の時には避難をしたことが何度もある。統廃合する場合には、跡地の利用検討の前に防災拠点について考えてほしい。
- ・統廃合による地域コミュニティの拠点機能の低下は大きな問題だと思う。公共施設の再整備について、児童館や老人憩いの家を集約するなど、地域の意見を丁寧に把握し、コミュニティの拠点を整備する必要があると思う。

7 小規模校を維持する場合における教育の充実

小規模校を維持する方策を実施する場合は、教育の機会均等を確保する観点から、小規模であることのメリットを最大限にいかし、児童・生徒への教育を充実させる方策を検討します。

また、小規模であることのデメリットを解消又は緩和させる方策も併せて検討します。

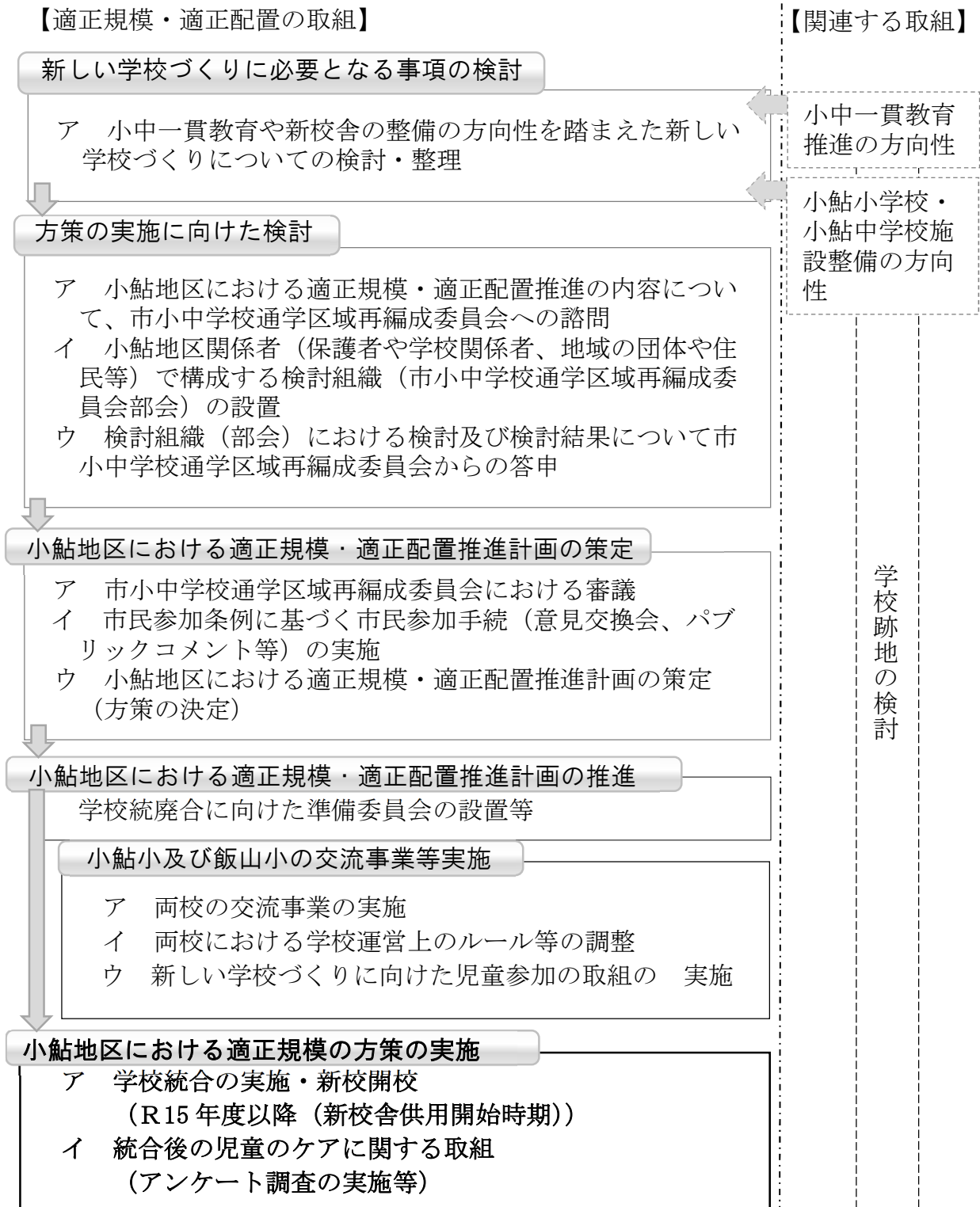
8 学校跡地の取扱いについて

市公共施設最適化基本計画では「複合化等の統廃合による余剰施設や利用者ニーズの低下により廃止した施設については、原則として売却することにより、公共建築物全体の維持管理等費用として活用」することとしています。学校施設は市民にとって最も身近な公共施設であり、避難場所としての機能、地域コミュニティの拠点としての役割を担っていることから、学校跡地の取扱いについては、方針に基づき、基本的な考え方、手続、検討体制等を整理した上で、行政需要や地域の意向、ニーズ等に配慮して検討を進めていきます。

9 今後の適正規模・適正配置の取組の進め方【参考：小鮎地区】

小鮎地区での適正規模・適正配置の取組、スケジュールの目安は次のとおりになります。方策の方向性決定後は、小中一貫教育や小鮎小学校の新校舎の整備の方向性を踏まえ、小鮎地区の新しい学校づくりに向けた検討を進めます。

なお、検討に当たっては方策の実施時期を見据え、一定期間以上の地域での検討・準備期間を設け、地域の実情を踏まえた学校づくりを進めます。



※上記のほか、各検討段階で厚木市議会へ報告・説明を実施